

西伊豆町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

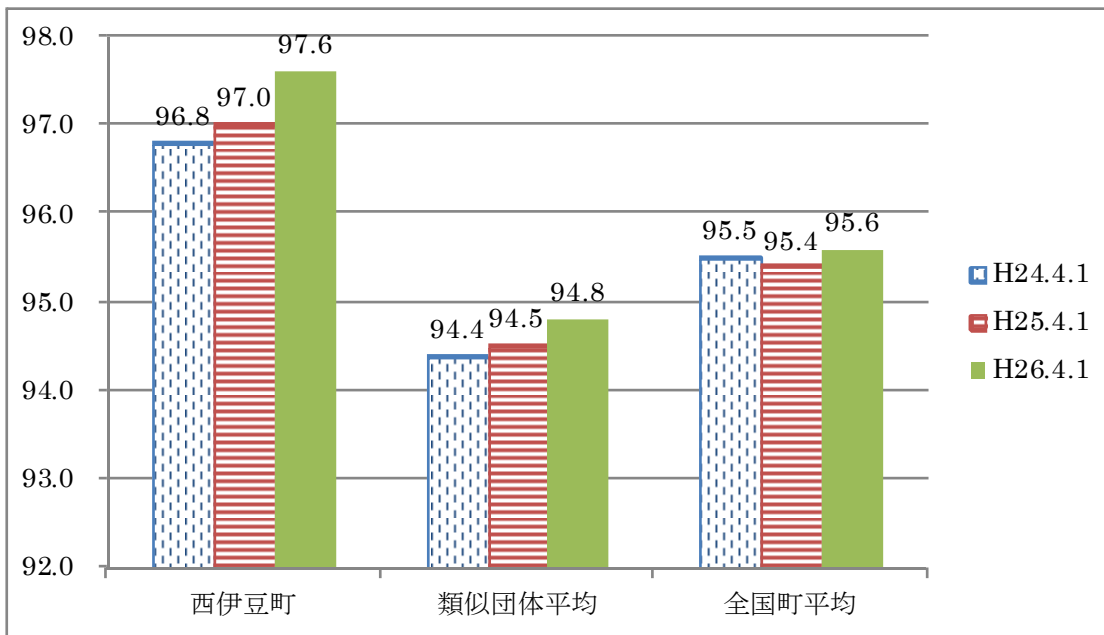
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 9,154	千円 5,439,247	千円 336,937	千円 947,718	% 17.4	% 20.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	B 計		
25年度	人 118	千円 406,176	千円 262,408	千円 143,768	千円 603,338	千円 5,113	千円 5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西伊豆町	40.4歳	306,815円	334,545円	円
静岡県	42.6歳	340,000円	437,502円	374,184円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.6歳	310,381円	354,449円	336,306円

2) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西伊豆町	53.4歳	15人	251,818円	306,537円	299,297円	—	—	—	—
うち用務員	56.5歳	2人	250,388円	301,595円	292,118円	—	—	—	—
うち清掃員	53.7歳	3人	275,286円	335,351円	328,427円	—	—	—	—
うち火夫	43.0歳	1人	198,138円	305,436円	291,868円	—	—	—	—
うち給食員	53.8歳	8人	251,791円	300,411円	293,521円	—	—	—	—
うち図書館職員	54.0歳	1人	238,171円	280,085円	279,901円	—	—	—	—
静岡県	53.4歳	234人	335,900円	382,301円	357,799円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—円	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	6人	271,921円	294,995円	282,545円	—	—	—	—

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区分		西伊豆町	静岡県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	180,158円	172,200円
	高校卒	140,100円	145,598円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	142,978円	—
	中学卒	129,200円	130,181円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (26年4月1日現在)

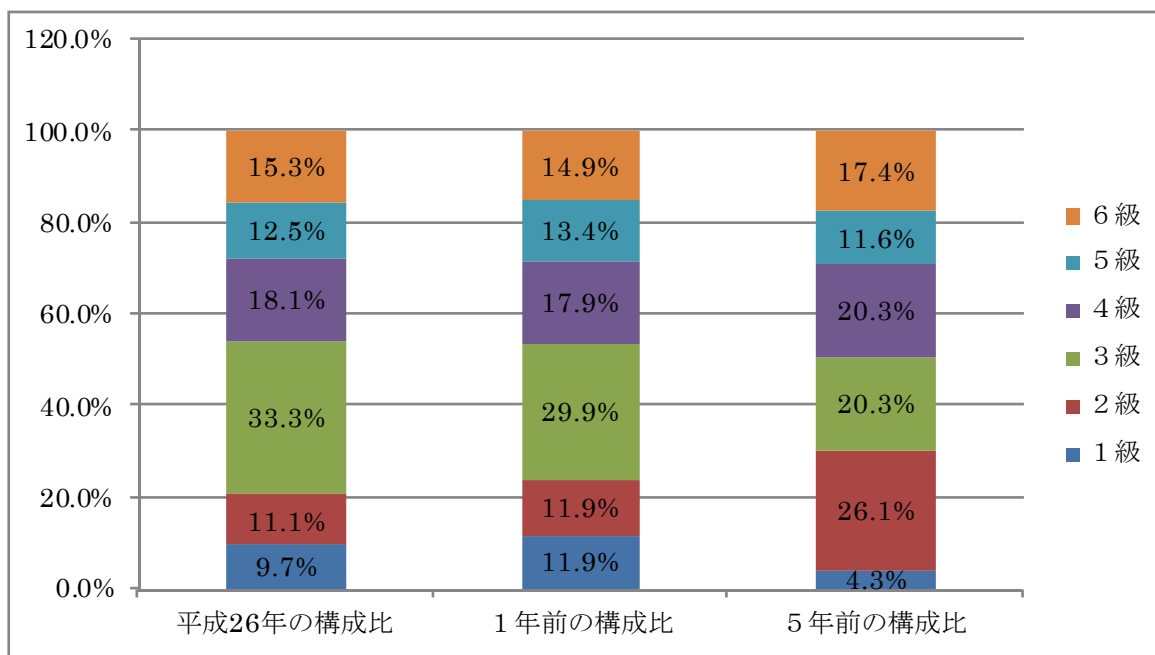
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,100円	337,800円	—	409,400円
	高校卒	—	312,100円	341,166円	389,300円
技能労務職	高校卒	218,200円	268,600円	274,300円	298,100円
	中学卒	—	—	296,800円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、保育士補、教諭補、技師補、主事、保育士、教諭、看護師、保健師、技師	7人	9.7%	135,600円	243,700円
2級	主任主事、主任保育士、主任教諭、主任看護師、主任保健師、主任技師	8人	11.1%	185,800円	307,800円
3級	高度の知識及び経験を有する主任保育士、主任教諭、主任看護師、主任保健師、主任技師主査	24人	33.3%	222,900円	354,700円
4級	係長、園長、園務主任、支所長、出張所長	13人	18.1%	261,900円	388,300円
5級	主幹、園長、支所長、出張所長	9人	12.5%	289,200円	400,600円
6級	課長、局長、参事	11人	15.3%	320,600円	422,600円

- (注) 1 西伊豆町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在一般職員で、55歳未満は4号昇給、55歳以上は2号給昇給としている。勤務評定については、現在検討中。定期昇給には前1年の勤務期間の評定あり。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西伊豆町	静岡県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,519 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 20~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の評定の実施については現在検討中であり、勤勉手当への勤務成績の反映はしていない。
定期昇給には前1年の勤務期間の評定あり。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

西伊豆町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

西伊豆町において地域手当の支給なし。

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		494 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		35,285 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		11.8 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
町税業務手当	窓口税務課職員	町税(徴収)業務	0 千円	日額300円
廃棄物処理作業手当	環境福祉課職員	廃棄物処理作業	67 千円	日額400円
火葬業務手当	火夫	火葬業務	371 千円	1体当たり1,200円
行旅病人及び 行旅死亡人取扱手当	健康増進課職員 環境福祉課職員	行旅病人及び行旅死亡人の 取扱業務	0 千円	1体当たり1,000円
その他特殊勤務手当	環境福祉課職員 産業建設課職員	その他特殊作業に従事した 場合(鳥獣等死骸処理業務)	56 千円	1体当たり500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	13,512 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	114 千円
支給実績 (24 年度決算)	12,042 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	99 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養家族 6,500 円 配偶者なし 1 人 11,000 円 16~22 歳までの子 1 人につき 加算 5,000 円	同	—	千円 11,311	円 226,220
住居手当	(借家・借間) 家賃限度額 27,000 円	同	—	千円 4,129	円 275,266
通勤手当	通勤距離 2.0 km 以上を対象 (交通機関利用) 限度額 55,000 円 (自家用車利用) 限度額 24,500 円 加算額 570 円/km	異	距離区分の 支給単価	千円 7,425	円 96,428
管理職手当	(課長・局長・参事) 定額 33,200 円 (園長) 定額 15,850 円	—	—	千円 4,397	円 338,230

5 特別職の報酬等の状況 (26 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長 副町長	612,000 円 520,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
			850,000 円/350,000 円 675,000 円/360,000 円
報酬	議長	273,000 円	360,000 円/205,000 円
	副議長	208,000 円	320,000 円/164,900 円
	議員	187,000 円	300,000 円/145,500 円
期末手当	町長 副町長	(25 年度支給割合) 3.95 月分	
	正副議長 議員	(25 年度支給割合) 3.20 月分	
退職手当	市町長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×年数×500/100	12,240,000 円 任期毎
	備考	給料月額×年数×300/100	6,240,000 円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=4 8 月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

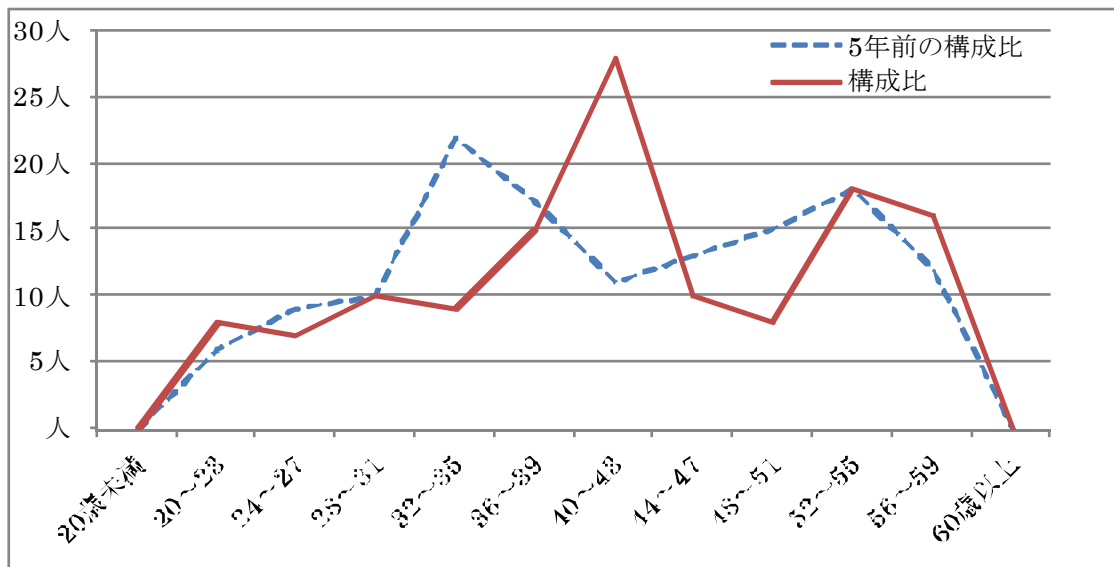
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	空席だった安良里出張所長を置いたため。 徴収事務の増加のため。 災害復旧事務の増加のため。 退職者不補充、認定こども園区分の変更（保⇒幼） 退職者不補充。
		議 務	33	34	1	
		税 務	7	8	1	
		農林水産	3	3	0	
		商 工	6	6	0	
土 木		5	6	1		
民 生		23	18	△5		
衛 生	15	14	△1			
	計	94	91	△3	<参考> 類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04人	
	教育部門	24	28	4	認定こども園区分の変更（保⇒幼）	
	消防部門					
	小計	118	119	1	<参考> 類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28人	
公営企業等 会計部	水 道	6	6	0		
	温 泉	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	11	11	0		
合 計		129	130	1		
		[167]	[167]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 8	人 7	人 10	人 9	人 15	人 28	人 10	人 8	人 18	人 16	人 0	人 129

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	93	90	90	92	94	91	△2(△2.1%)
教育	27	30	30	29	24	28	1(3.7%)
消防							(%)
普通会計	120	120	120	121	118	119	△1(△0.8%)
公営企業等会計	14	15	15	12	11	11	△3(△21.3%)
総合計	134	135	135	133	129	130	△4(△2.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。